犯罪被塞者支持

犯罪被害は

11/25~12/1は「犯罪被害者週間」 11/1~12/1は「犯罪被害者等支援広報啓発強 化期間」です。

決して他人ごとではありません

想像してください もしも あなたの大切な人が 犯罪被害に遭ってしまったとしたら…

ニュースなどで報道される事件や事故。

その裏には、身体も心も傷ついている被害者やその家族がいます。 事件が解決し、犯人が捕まっても、犯罪被害者等に解決はありません。 様々な困難を抱える犯罪被害者等に寄り添い、社会全体で支えましょう。

警察の被害者相談窓[

警察相談電話

#911 通話料有料



『性犯罪被害相談』はこちらへ↓

性犯罪被害相談電話(ハートさん)

#8 1 0 3

※ 性犯罪被害相談電話は通話料無料ですが、一部の電話からは無料でおつなぎできない場合があります。

被害者支援センターえひめ

「被害者支援センターえひめ」は、県内唯一の犯罪被害者支援団体です。 次のような支援を行っています。秘密は守ります。ご相談ください。



電話相談

面接相談

警察署・医療機関等へ の付添支援

弁護士との 合同相談

裁判における 支援

日常生活の

自助グルーフ の支援

相談電話 (089)905-0150

毎週月~金曜日 10:00~16:00 (祝日・年末年始を除く。) ホームページ http://www.shien-ehime.or.jp





警察による犯罪被害者支援



被害者連絡制度

殺人・傷害・性犯罪などの身体犯、ひき逃げ事件・交通 死亡事故などの被害者等に対して、事件を担当している捜 査員などが、「刑事手続、捜査状況、被疑者の検挙・処分 状況」などを連絡します。

被害者の手引の配布

殺人・傷害・性犯罪などの事件や交通事故の被害者等 の方のために、「被害者の手引」を配布しています。



犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度とは、殺人等の故意の犯罪行為に より不慮の死を遂げた被害者の遺族や重傷病や障害とい う重大な被害を受けた被害者に対して、国が一時金として 給付金を支給し、犯罪被害等の軽減、再び平穏な生活を 営むことができるよう支援するものです。

• 遺族給付金

被害者が亡くなった場合、遺族に支給。

· 重傷病給付金

被害者が重傷病になった場合に支給。

・障害給付金

被害者に障害が残った場合に支給。

※給付の全部又は一部が支給されない場合もあります。

ります。



公費負担制度

●性犯罪被害者に係る緊急避妊等に要する経費の負担 性犯罪の被害者に対し、医療費などを公費で負担しています。

診然高料

初診料

感染症 検査料

奸娠 検査料

投薬料

一時避難場所の確保に係る経費の負担 など

被害者の中には、大きな精神的ダメージを受けなが らも、誰にも相談できず、一人で抱え込んでしまってい る方も多くいます。

そのような被害者の気持ちや立場を社会全体で理 解し、支援環境を整備していくことが大切です。

犯罪被害にあわれた方・ 支援者のためのポータルサイト





★県・市町においても、支援の窓口があり、必要 な行政サービスや支援金を受けられることがあ





制度の詳しい内容については、愛媛県警察本部犯罪被害者支援室(089-934-0110) 又は最寄りの警察署にお問い合わせください。